

FIDIC 契約約款のポイント（第 9 回） 請負者による完成試験及び発注者への引渡しについて

建設/インフラニューズレター

2025 年 5 月 22 日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[村林 優里香](#)

y.murabayashi@nishimura.com

[村田 智美](#)

t.murata@nishimura.com

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。今回は、FIDIC 契約約款（9 条、10 条）に定められる完成試験及び引渡しを中心に解説する。本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

1. 完成試験（Tests on Completion）

完成試験（Tests on Completion）とは、契約の定め、当事者の合意又はバリエーションとして行われる、工事目的物（又はその区画）が発注者に引き渡される前に行われる試験をいい（1.1.3.4 条）、工事が発注者が引渡しを受けべき段階に達しているかどうかを判断するために、発注者が要求する試験のことを指すとされる。

請負者は、遅くとも 21 日前までに、完成試験の実施準備完了日をエンジニアに通知しなければならない。完成試験は、別途合意される場合を除き、当該実施準備完了日から 14 日以内に、エンジニアが指示した日に実施される（9.1 条）。よって、請負者は、完成期限から少なくとも 35 日前には、完成試験の手続を進める必要がある。完成試験の時間及び場所は請負者とエンジニアで合意する（7.4 条）。エンジニアは、完成試験に立ち会うか否かを 24 時間前までに通知する。エンジニアが立ち会わなくても、エンジニアから別段の指示がない限り、完成試験を実施することができる。その場合、エンジニア立会いの下に完成試験がなされたとみなされる（7.4 条）。

エンジニアは、試験場所又は詳細の変更及び追加の工事を指示することができる。かかる変更は 13 条（変更）の規定に従うが、変更・追加試験の結果、試験対象物が契約に適合しないことが判明した場合には、当該変更・追加試験の実施費用は請負者の負担となる（7.4 条）。

イエローブック及びシルバーブックにおいては、完成試験は特記条件として別段の定めがない限り、以下の順序で実施される（9.1 条）¹。

¹ レッドブックでは、イエローブック 9.1 条(a)~(c)に相当する規定はない。レッドブックが用いられる施工契約の場合には、イエローブック・シルバーブックが用いられる設計施工契約の場合と比較して、試験の内容は限定的であることが多い。

- (a) プレコミッショニング試験 (pre-commissioning test)
プラントの各アイテムについて、安全に(b)の試運転を受けられるかの確認
- (b) コミッショニング試験 (commissioning test)
安全にかつ定められたとおり運転できることを確認する試運転
- (c) 試験運転 (trial operation)
信頼性をもって、かつ契約にしたがってパフォーマンスを出せることを確認する運用トライアル。試験運転中に生産されたものは発注者の所有となるが、引渡しを意味するものではない。

ただし、特記条件において別段の定めがあることが明示的に規定されていることからわかるように、工事事務物や事案により必要な試験の内容は異なるものであり、試験の詳細は契約において定められることが通常である。

請負者は、完成試験を効率よく実施するために必要な機器、支援、書類その他の情報、電力、燃料、計器、適切な経験ある人員等を提供する（7.4 条）。

工事又は区間がそれぞれ完成試験に合格すると、請負者はその都度速やかに、試験結果を証する報告書（certified report of the results）をエンジニアに提出しなければならない（9.1 条）。

一方で、工事が完成試験に不合格となった場合は、請負者又はエンジニアは、完成試験を同じ条件で再実施することを要求できる（9.3 条）。それでも工事が不合格となってしまった場合には、エンジニアは完成試験の再々実施を要求することも（回数の制限はなし）（9.4 条(a)）、発注者が要求する場合には代金の減額で対処することとし引渡証明書を発行することもできる（9.4 条(c)）。さらに、当該不合格の内容が試験の対象である工事（又は区間）に係る発注者の「全ての利益」（whole benefit）を根本的に損なうような極めて例外的な場合には、発注者は当該工事又は区間の受領を拒否することができる（9.4 条(b)）。この場合、発注者は契約を解除し、それまでに支払われた全額に加えて資金調達及び現場の除去費用を回収することができる（11.4 条 (c)）。

2. 発注者への引渡し (Employer's Taking Over)

(i)工事が小規模な未了工事及び工事の利用に実質的な影響を与えない瑕疵を除いて（一応）完成し、工事の実質的完工（Substantial Completion）が認められ、かつ、(ii)引渡証明書を発行された場合には、工事は発注者に引渡される。請負者は工事完成の14日以上前から、エンジニアに引渡証明書の発行を申請することができ、エンジニアは当該申請を受領した日から、28日以内に引渡証明書を発行するか、理由を述べて請負者が行うべき作業を指定した上で申請を拒絶しなければならない。エンジニアが申請に対していずれのアクションを取らなかった場合でも、工事が実質的に契約に適合している場合は、28日が経過した時点で引渡証明書を発行されたものとみなされる(10.1 条)。後述のとおり、引渡証明書の発行は重要なマイルストーンであり、エンジニアが不当に引渡証明書を発行しない場合には請負者が不利益を被ることとなる。そのため、このみなし引渡しの規定は請負者の観点からは非常に重要である。

(1) 工事の部分の引渡し

発注者はエンジニアに、工事の部分(part)の引渡証明書を発行するよう要求する裁量権を持つ²。請負者から発注者に対して工事の部分引渡しを求めることはできないものの、発注者の裁量で引渡証明書の発行ができる(10.2条)。

発注者は、当該部分について引渡証明書が発行されるまでは、工事の部分を利用することはできない。発注者が引渡証明書の発行前に部分の利用を開始した場合には、当該部分は引き渡されたものとみなされ、請負者は当該部分についての責任を免れ、引渡証明書の発行を請求することができる³。

エンジニアが工事の部分について引渡証明書を発行した後、請負者は瑕疵通知期間(Defects Notification Period)の満了前、可能な限り早期に完成試験を実施しなければならない(10.2条)。

発注者が、部分の引渡しを受け又は契約に定め又は当事者間の合意によらずに工事の部分を利用したことにより請負者が追加コストを被った場合には、請負者は発注者に対して当該コスト及び合理的利益を請求することができる(10.2条)。

(2) 完成試験の妨害

発注者の責めに帰すべき事由により、請負者が14日を超えて完成試験を実施できなかった場合も⁴、発注者は完成試験を完了し得た日に引渡しを受けたものとみなされ、エンジニアは引渡証明書を発行しなければならない⁵。この場合、請負者は瑕疵通知期間(Defects Notification Period)の期限前、可能な限り早期に完成試験を実施しなければならず、エンジニアは、完成試験を実施するよう、14日前に通知することとされている(10.3条)。

引渡証明書の発行はFIDICにおいて重要なマイルストーンである。一例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 請負者は、工期内に工事を完成させることができない場合には遅延損害金を支払わなければならないが(8.7条)、引渡証明書に記載される完成日をもってかかる遅延損害金の責任を免れることになる。
- ・ 請負者は原則として、引渡証明書に記載される完成日より後は工事及び資材についての管理責任(Care of the Works)を免れる(17.2条)。
- ・ 工事又は区間について、引渡証明書に記載される完成日が瑕疵通知期間の起算点となる(1.1.3.7条)。

² シルバーブックでは、契約に定めがある場合又は当事者間で合意する場合を除き、発注者は部分の引渡しを求めることができない(シルバーブック1999年版10.2条)。

³ シルバーブックには、かかるみなし引渡の規定は存在しない(シルバーブック1999年版10.2条)。

⁴ 発注者の責めに帰すべき事由により完成試験を実施できない期間が14日以下である場合は、7.4条が適用され、請負者は工期延長並びに追加コスト及び合理的利益をクレームすることができる。

⁵ シルバーブックにはかかるみなし引渡の規定は存在しない(シルバーブック1999年版10.3条)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com